

# 情報ひろば 6月



## 長寿社会課からのお知らせ

- ☎ 0857-20-3449 ①
  - ☎ 0857-20-3452 ②
  - ☎ 0857-20-3453 ③
  - ☎ 0857-20-3404
- 各総合支所市民福祉課 (12ページ)  
各地域包括支援センター (12ページ)
- 【①軽度家事援助事業】  
ひとり暮らしの高齢者などが、本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、家事援助員を派遣 窓 掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助 対 おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者 料 30分あたり80円 (1カ月11時間以内)
- 【②高齢者住宅改修費の助成など】  
対▽(1)介護保険住宅改修費の支給：介護保険の「要支援」「要介護」認定者 ▽(2)高齢者居住環境整備費の助成

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 対 対象 条 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など 料 料金  
募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

成：(1)に該当する者で、本人および同一住所を有する者全員が市民税非課税

※(1)・(2)は併用可ですが、(1)の支給が優先 窓 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止のための床材変更、引き戸などへの扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替えなど ※新築・増築の場合は対象外 額▽(1)介護保険住宅改修費の対象工事費(上限20万円)の9割、8割または7割 ▽(2)高齢者居住環境整備費の対象工事費(上限80万円)のうち、20万円までは3分の2、20万円超80万円までは2分の1を乗じた額(最高43万3千円) ※工事着工前に申請が必要(担当のケアマネジャー)に相談ください

【③認知症介護家族の集い】  
時 6月14日(金) 10:00~12:00  
所 ささなか会館(富安二丁目)  
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場  
料 無料  
認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。

☎ 0857-39-1151  
高齢者・障がい者用居室などの増改築資金の貸し付け  
容 高齢者・障がい者の専用居室、浴室、台所、トイレ、廊下などの増改築  
対▽60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人 ▽60歳未満で身体障害者手帳1~4級・療育手帳Aを所持している人またはその人と同居している人 額 50万円~250万円、金利0.01割(変動する場合あり)で、償還期間は10年以内(貸付額に応じて変動)ただし予算に上限あり。 ※連帯保証人が2人必要。工事着工前に申請が必要。

【活動への資金協力をお願いします】  
自治会・町内会を通じて活動資金を募りますので、ご協力をお願いします。なお、個別に活動資金募集に応じていただける場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

☎ 0857-22-4466

【家族介護者の集い「スマイル・スマイル」】  
時 6月15日(土) 10:00~12:00  
所 ささなか会館1階アクティブとつとり 対 家族介護者または介護に関心のある人 容 懇談会 「健康寿命をのばそう!」 ※当日参加可

【市道の工事に伴う「くる梨」の迂回のお知らせ】  
5月7日(火)より、市道天神町4号線が道路工事のため一方通行となっています。工事期間中、くる梨コー스는迂回運行となり、「イオン鳥取店」バス停は経由しませんのでご注意ください。

時 工事期間：5月7日(火)~8月31日(土) 窓 工事中の道路：市道天神町4号線 ▽休止バス停：くる梨緑コース「イオン鳥取店」 ※イオン鳥取店にご用の方は、一つ手前のバス停「年金事務所前」をご利用ください。

☎ 0857-20-3404

【2020年国勢調査第3次試験調査にご協力を】  
来年行われる国勢調査に先立ち、6月13日、2020年国勢調査第3次試験調査を実施します。この調査結果は、2020年国勢調査の企画・立案の基礎資料として活用されます。調査の対象となった地域の世帯には、5月下旬から調査員が訪問しています。紙の調査票またはインターネットで回答できますので、ご協力をお願いします。

☎ 0857-20-3156

【はりきゅー・マッサージ費の助成】  
対 75歳以上の人または65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で、所得税および市民税が非課税かつ後期高齢者医療の保険料が納付済の人 額 1回あたり1千円の助成券を最大12枚まで発行。助成券の有効期限は令和2年5月31日 ※利用は公益社団法人鳥取県鍼灸マッサージ師会、鳥取県日本あん摩マッサージ指圧師会および一般社団法人鳥取県鍼灸師会の会員の経営する施設に限る。 特 後期高齢者医療被保険者証など本人確認ができるもの(代理の場合は、代理人の本人確認ができるもの)の提示をお願いすることがあります) 受 6月3日(月)から ※7月以降は申請月により発行する助成券枚数が少なくなります。

【お知らせ】  
市報12月号7頁「地域経済の持続的発展をめざして」について(追記)  
平成30年度コミュニティ助成事業についての追記は、以下のとおりです。

地域国際化推進助成事業(外国人留学生の地域への定着(就労)支援による多文化共生社会実現と地域経済活性化事業)は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業により、宝くじの助成金で実施したものです。

【国保料の納付が始まります】  
保険料の納付通知書は、6月中旬にお送りします。納期は6月~3月の10期です。 ※口座振替(全期前納および期別振替)の人は、第1期(7月1日)から引き落とし開始となりますので口座残高にご注意ください。

■国民健康保険料納付通知書に被保険者ごとの保険料内訳を表示しています!  
国民健康保険料は世帯単位で算定し、世帯主に対して納付通知書をお送りしますが、納付通知書の中に被保険者(加入者)ごとの内訳を表示しています。参考としてください。

■保険料の特別徴収(年金引き落とし)について  
以下のすべてに該当する世帯の保険料は、口座振替での納付の場合を除き、世帯主の年金から特別徴収となります。

- (1) 世帯内の被保険者全員が65歳~74歳で、世帯主も国保被保険者
- (2) 特別徴収の対象となる世帯主の年金が、年額18万円以上
- (3) 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下

※保険料の未納がない人は、申し出により特別徴収から口座振替にすることができます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

■保険料は口座振替で納付しましょう!  
申し込みは市役所窓口でペイジー口座振替受付サービス(キャッシュカードでの口座振替の手続き)をご利用いただくか、ご利用の金融機関へ、通帳、届出印、納付通知書を持参して申し込んでください。

※ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関は、【鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ】に限りますのでご注意ください。

☎ 0857-20-3485・3482  
☎ 0857-20-3407  
各総合支所市民福祉課 (12ページ)

【赤十字の活動にご協力を】  
日本赤十字社は、世界の国と地域に

【市報12月号7頁「地域経済の持続的発展をめざして」について(追記)】  
平成30年度コミュニティ助成事業についての追記は、以下のとおりです。

【国保料の納付が始まります】  
保険料の納付通知書は、6月中旬にお送りします。納期は6月~3月の10期です。 ※口座振替(全期前納および期別振替)の人は、第1期(7月1日)から引き落とし開始となりますので口座残高にご注意ください。

■国民健康保険料納付通知書に被保険者ごとの保険料内訳を表示しています!  
国民健康保険料は世帯単位で算定し、世帯主に対して納付通知書をお送りしますが、納付通知書の中に被保険者(加入者)ごとの内訳を表示しています。参考としてください。

■保険料の特別徴収(年金引き落とし)について  
以下のすべてに該当する世帯の保険料は、口座振替での納付の場合を除き、世帯主の年金から特別徴収となります。

- (1) 世帯内の被保険者全員が65歳~74歳で、世帯主も国保被保険者
- (2) 特別徴収の対象となる世帯主の年金が、年額18万円以上
- (3) 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下

※保険料の未納がない人は、申し出により特別徴収から口座振替にすることができます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

■保険料は口座振替で納付しましょう!  
申し込みは市役所窓口でペイジー口座振替受付サービス(キャッシュカードでの口座振替の手続き)をご利用いただくか、ご利用の金融機関へ、通帳、届出印、納付通知書を持参して申し込んでください。

※ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関は、【鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ】に限りますのでご注意ください。

☎ 0857-20-3485・3482  
☎ 0857-20-3407  
各総合支所市民福祉課 (12ページ)



## 国保料の納付が始まります

【赤十字の活動にご協力を】  
日本赤十字社は、世界の国と地域に

【市道の工事に伴う「くる梨」の迂回のお知らせ】  
5月7日(火)より、市道天神町4号線が道路工事のため一方通行となっています。工事期間中、くる梨コー스는迂回運行となり、「イオン鳥取店」バス停は経由しませんのでご注意ください。

時 工事期間：5月7日(火)~8月31日(土) 窓 工事中の道路：市道天神町4号線 ▽休止バス停：くる梨緑コース「イオン鳥取店」 ※イオン鳥取店にご用の方は、一つ手前のバス停「年金事務所前」をご利用ください。

☎ 0857-20-3404

【はりきゅー・マッサージ費の助成】  
対 75歳以上の人または65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で、所得税および市民税が非課税かつ後期高齢者医療の保険料が納付済の人 額 1回あたり1千円の助成券を最大12枚まで発行。助成券の有効期限は令和2年5月31日 ※利用は公益社団法人鳥取県鍼灸マッサージ師会、鳥取県日本あん摩マッサージ指圧師会および一般社団法人鳥取県鍼灸師会の会員の経営する施設に限る。 特 後期高齢者医療被保険者証など本人確認ができるもの(代理の場合は、代理人の本人確認ができるもの)の提示をお願いすることがあります) 受 6月3日(月)から ※7月以降は申請月により発行する助成券枚数が少なくなります。

【お知らせ】  
市報12月号7頁「地域経済の持続的発展をめざして」について(追記)  
平成30年度コミュニティ助成事業についての追記は、以下のとおりです。